

平成30年度 地方消費税交付金(社会保障財源化分)の使途について

平成26年度4月1日より消費税が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成30年度東伊豆町一般会計決算における社会保障施策関連経費への充当状況については、次のとおりとなります。

(歳入)地方消費税交付金(社会保障財源化分)103,471千円

(歳出)地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費1,288,401千円

(単位:千円)

区 分		平成 30年度 決算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他		引き上げ分の 地方消費税
社会福祉	障害者福祉事業	329,377	211,888	0	16,240	101,249	14,771
	高齢者福祉事業	35,288	943	0	1,786	32,559	4,750
	児童福祉事業	320,968	186,300	0	34,383	100,285	14,630
	母子福祉事業	8,422	1,327	0	0	7,095	1,035
	小 計	694,055	400,458	0	52,409	241,188	35,186
社会保険	国民健康保険事業	112,801	69,051	0	0	43,750	6,383
	介護保険事業	172,161	2,253	0	4,930	164,978	24,068
	後期高齢者医療事業	220,515	33,311	0	5,227	181,977	26,548
	小 計	505,477	104,615	0	10,157	390,705	56,999
保健衛生	疾病予防対策事業	34,105	3,184	0	925	29,996	4,376
	救急医療対策事業	12,146	0	0	0	12,146	1,772
	健康診査相談事業	42,618	425	0	6,974	35,219	5,138
	小 計	88,869	3,609	0	7,899	77,361	11,286
合 計		1,288,401	508,682	0	70,465	709,254	103,471

※各施策への充当方法は、各施策経費の一般財源の割合により按分して算出しています。